

地域医療構想調整会議における 検討状況等調査の報告

【調査概要】 地域医療構想調整会議における検討状況等の確認

(1) 確認目的

地域医療構想に関し、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知）の記載に基づき、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととしており、当該検討状況について確認を行うもの。

(2) 確認時点

令和5年3月末時点（確認期間：令和5年2月16日から同年3月15日）

(3) 確認方法

各都道府県の地域医療構想の担当部局宛に確認票を送付。

(4) 主な確認項目

- ・ 各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しの状況
- ・ 地域医療構想調整会議（都道府県単位及び構想区域単位）の開催状況、データ利活用を含めた議論の状況、議論の公表状況
- ・ 構想区域における医療提供体制、再編にかかる検討状況 等

(5) その他

医療機関や都道府県において、新型コロナウイルス感染症対応が続く中、できるだけ確認項目を絞り、検討状況を確認。

地域医療構想調整会議における対応方針の検討状況（令和5年3月時点）

○ 全ての医療機関の対応方針の措置済を含む「合意・検証済」の数は医療機関単位で約7,600、病床単位で約936,000となっている。また、「その他の医療機関」の対応方針の措置済を含む「合意済」の数は医療機関単位で約6,100、病床単位で約458,000となっている。

対象医療機関	区分	合意・検証済の結果に基づき措置済		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始		対象外		合計	
全医療機関	医療機関数	3,149	(1,621)	4,415	(2,811)	2,146	(3,089)	2,956	(4,585)			12,666	(12,106)
	病床数	324,297	(193,073)	611,932	(517,654)	146,490	(195,066)	142,204	(259,505)			1,224,923	(1,165,298)
再検証対象医療機関	医療機関数	162	(155)	91	(73)	119	(134)	40	(50)	24	(24)	436	(436)
	病床数	26,381	(24,870)	14,588	(11,837)	15,926	(18,837)	5,685	(7,441)	3,085	(3,085)	65,665	(66,070)
新公立病院改革プラン・公立病院経営強化プラン対象病院（再検証対象除く）	医療機関数	206	(148)	355	(401)	3	(7)	1	(2)			565	(558)
	病床数	56,684	(41,033)	98,578	(109,213)	1,389	(2,097)	291	(381)			156,942	(152,724)
公的等2025プラン対象病院（再検証対象除く）	医療機関数	199	(130)	484	(494)	6	(1)	10	(17)			699	(642)
	病床数	76,004	(47,743)	205,503	(205,973)	2,213	(310)	1,917	(4,597)			285,637	(258,623)
その他の医療機関	医療機関数	2,582	(1,188)	3,485	(1,843)	2,018	(2,947)	2,905	(4,516)			10,990	(10,494)
	病床数	165,228	(79,427)	293,263	(190,631)	126,962	(173,822)	134,311	(247,086)			719,764	(690,966)
その他の医療機関（病院）	医療機関数	1,262	(574)	2,045	(1,389)	1,050	(1,405)	1,049	(1,823)			5,406	(5,191)
	病床数	147,615	(71,345)	273,838	(184,591)	114,540	(153,849)	110,248	(214,317)			646,241	(624,102)
その他の医療機関（診療所）	医療機関数	1,320	(614)	1,440	(454)	968	(1,542)	1,856	(2,693)			5,584	(5,303)
	病床数	17,613	(8,082)	19,425	(6,040)	12,422	(19,973)	24,063	(32,769)			73,523	(66,864)

※ 再検証対象医療機関の「対象外」には既に病床を有さなくなった医療機関も含まれるため一律に全医療機関の合計に計上していない。

※ 公立病院：新公立病院改革プラン策定対象となる開設者（都道府県、市町村、地方独立行政法人）が設置する病院

公的病院等：公的医療機関等2025プラン策定対象となる開設者（独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、

日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、社会福祉法人北海道社会事業協会、厚生農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会、

健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会及び国民健康保険組合）が設置する病院又は特定機能病院・地域医療支援病院

その他の民間病院等：上記以外の病院

* 医療機関の開設者がいずれに分類されるかは、病床機能報告における各医療機関からの報告に基づいている。

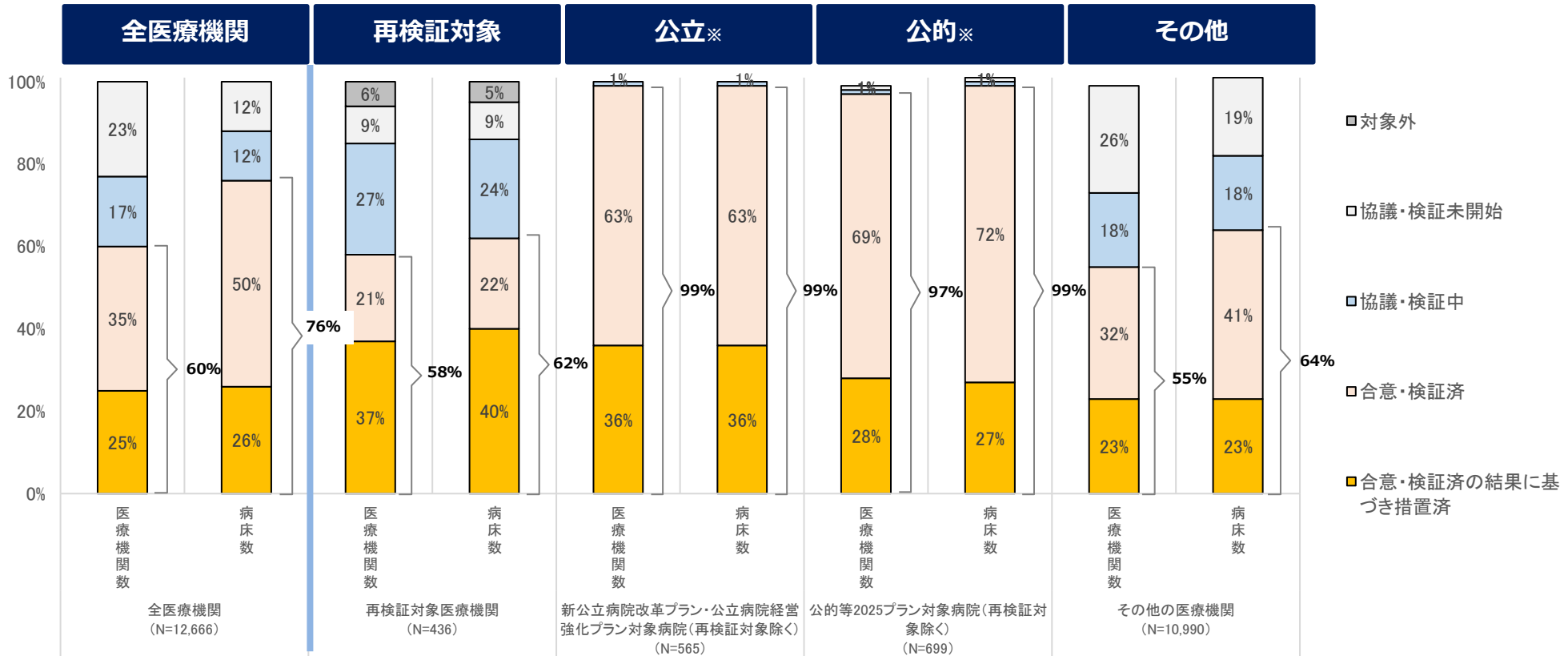
※ 調査対象医療機関は、令和4年度病床機能報告の対象と同じであり、上記の数には今回の調査に未回答であった医療機関は含まれていない。

※ 括弧書きは令和4年9月時点

地域医療構想調整会議における対応方針の検討状況（令和5年3月時点）

- 全ての医療機関の対応方針の措置済を含む「合意・検証済」の割合は医療機関単位で60%、病床単位で76%となっている。
- 再検証対象医療機関の対応方針の措置済を含む「検証済」の割合は医療機関単位で58%、病床単位で62%となっている。
- 再検証対象医療機関を除く新公立病院改革プラン・公立病院経営強化プラン対象病院の対応方針の措置済を含む「合意済」の割合は医療機関単位で99%、病床単位で99%となっている。
- 再検証対象医療機関を除く公的等2025プラン対象病院の対応方針の措置済を含む「合意済」の割合は医療機関単位で97%、病床単位で99%となっている。
- その他の医療機関の対応方針の措置済を含む「合意済」の割合は医療機関単位で55%、病床単位で64%となっている。

医療機関の区別にみた対応方針の協議状況



※公立、公的及び公立・公的以外には、再検証対象を含まない。

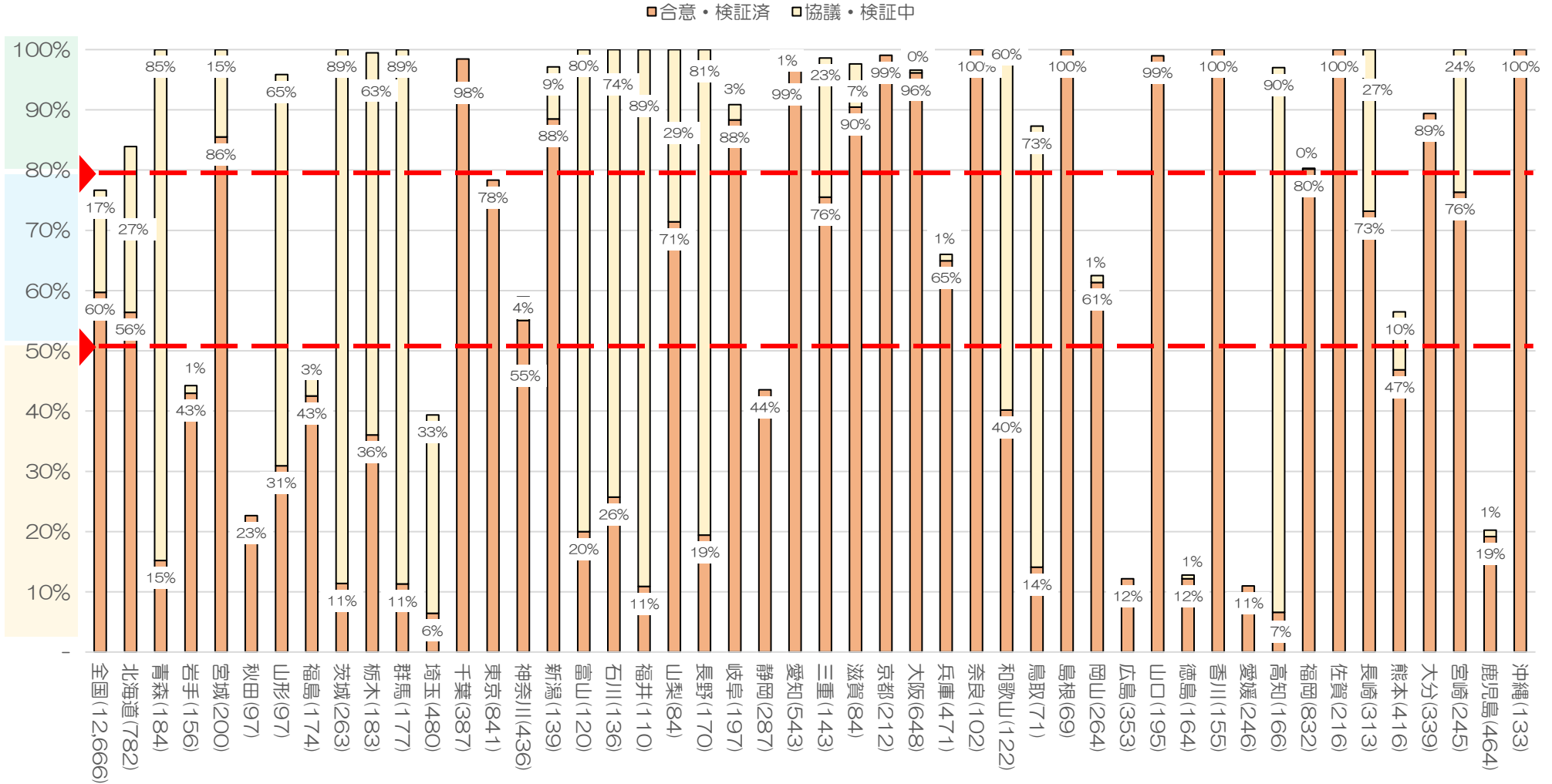
※医療機関には有床診療所を含む。

※再検証対象医療機関の「対象外」には既に病床を有さなくなった医療機関も含まれるため一律に全医療機関の合計に計上していない。医政局地域医療計画課調べ（一部精査中）

地域医療構想調整会議における対応方針の検討状況（都道府県別）（令和5年3月時点）

- 対応方針の措置済を含む「合意・検証済」の割合が80%を超える都道府県は16府県となっている。
- 「合意・検証済」・「協議・検証中」の割合が50%に満たない都道府県は9県となっている。

都道府県別にみた医療機関の対応状況（全医療機関・医療機関数ベース）



協議・検証未開始となっている医療機関の検討状況

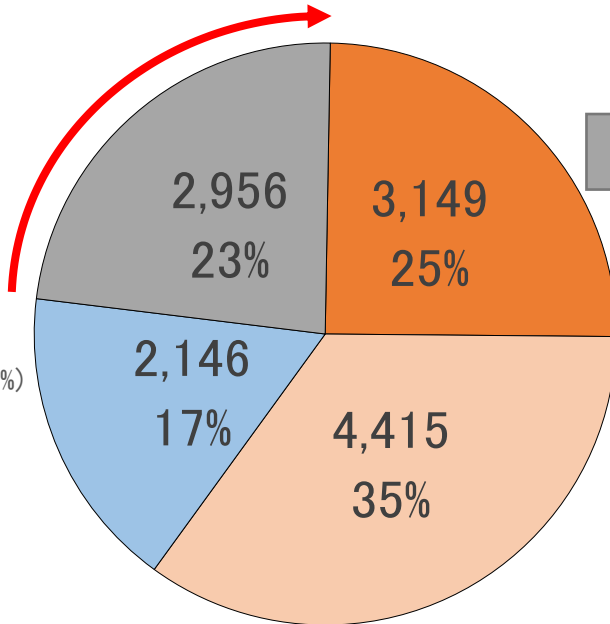
- 検討状況が協議・検証未開始となっている医療機関について、その理由を見ると、「新型コロナ対応の経験を踏まえ、改めて検討中」が最も多く、次に、「その他」が多い。
- 「その他」としては、「病床の廃止や医療機関の閉院を検討」「後継者と診療内容等を検討」といった理由があった。

全医療機関の検討状況（令和5年3月時点）

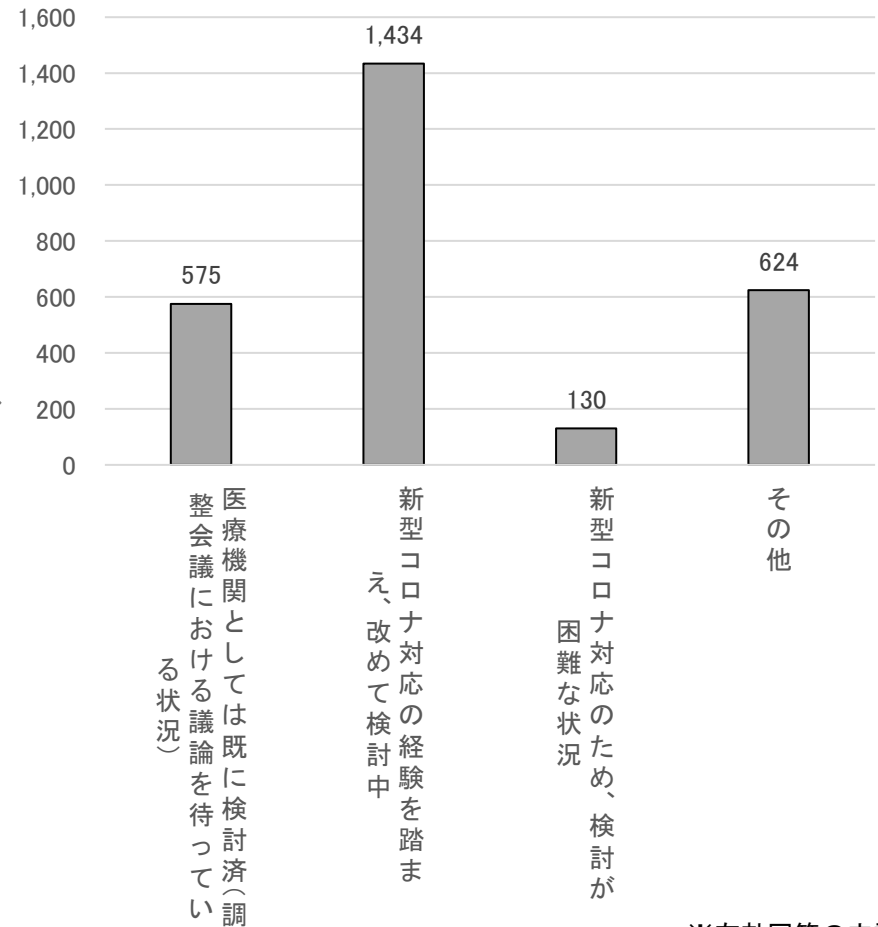
※再掲

N=12,666

- 合意・検証済の結果に基づき措置済 (25%)
3,149医療機関
- 合意・検証済 (35%)
4,415医療機関
- 協議・検証中 (17%)
2,146医療機関
- 協議・検証未開始 (23%)
2,956医療機関



協議・検証未開始の医療機関の検討状況 ※



※有効回答の内訳

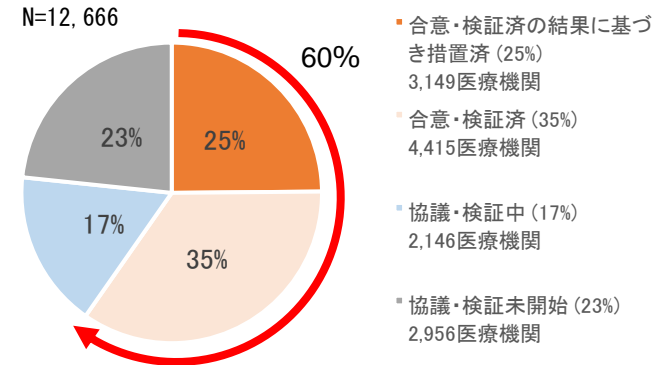
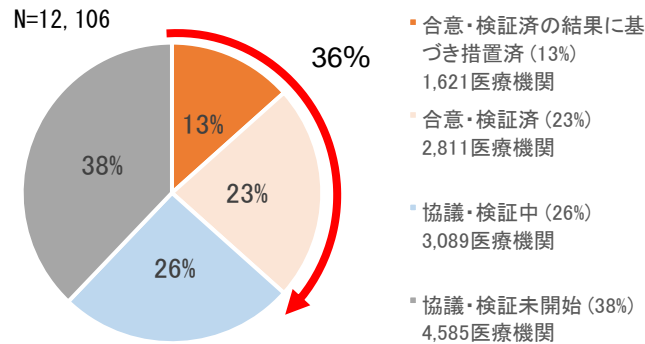
全医療機関の対応方針の検討状況（前回調査結果との比較）

○ 全医療機関の検討状況について、令和4年9月時点の調査結果と比較すると、措置済を含む「合意・検証済」の医療機関単位の割合が36%から60%、病床単位の割合が61%から77%と増加している。

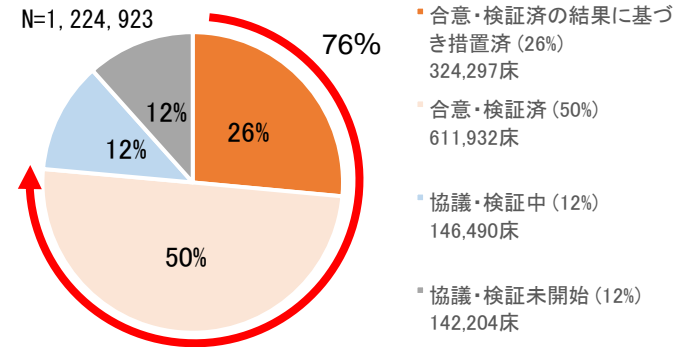
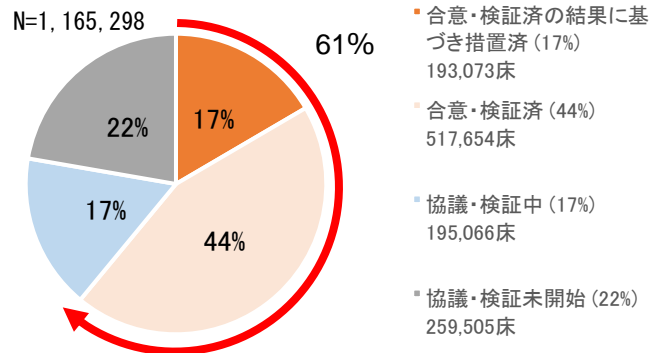
令和4年9月時点

令和5年3月時点

医療機関数



病床数



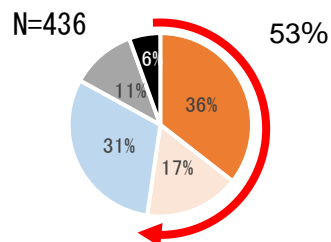
医療機関の区分別対応方針の検討状況（医療機関単位）（前回調査結果との比較）

- 再検証対象医療機関の検討状況について、令和4年9月時点の調査結果と比較すると、措置済を含む「検証済」の医療機関単位の割合が53%から58%と増加している。
- その他の医療機関についても、措置済を含む「合意済」の医療機関単位の割合が29%から55%と増加している。

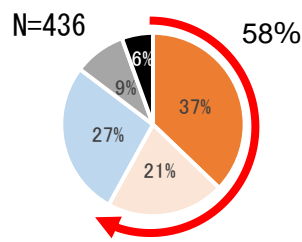
令和4年9月時点

令和5年3月時点

再検証

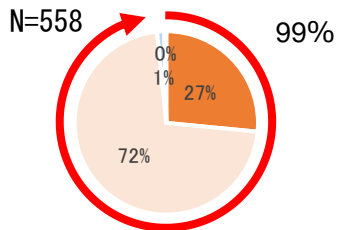


・検証済の結果に基づき措置済 (36%)
155医療機関
検証済 (17%)
73医療機関
検証中 (31%)
134医療機関
検証未開始 (11%)
50医療機関
対象外 (6%)
24医療機関

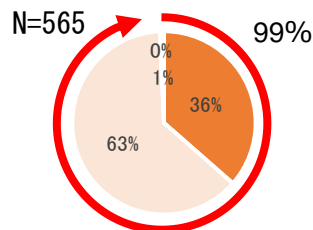


・検証済の結果に基づき措置済 (37%)
162医療機関
検証済 (21%)
91医療機関
検証中 (27%)
119医療機関
検証未開始 (9%)
40医療機関
対象外 (6%)
24医療機関

公立

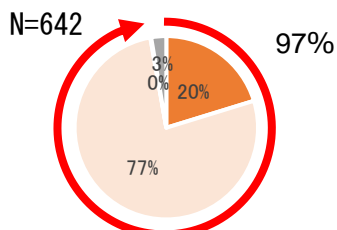


・策定済かつ措置済 (27%)
148医療機関
策定済(措置済除く) (72%)
401医療機関
策定中 (1%)
7医療機関
未着手 (0%)
2医療機関

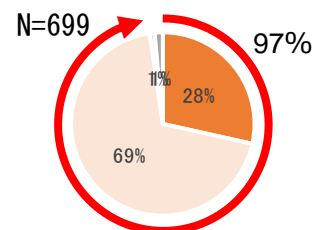


・策定済かつ措置済 (36%)
206医療機関
策定済(措置済除く) (63%)
355医療機関
策定中 (1%)
3医療機関
未着手 (0%)
1医療機関

公的

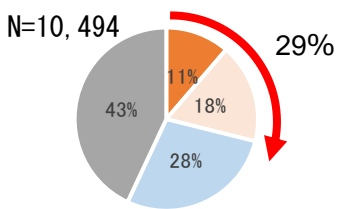


・策定済かつ措置済 (20%)
130医療機関
策定済(措置済除く) (77%)
494医療機関
策定中 (0%)
1医療機関
未着手 (3%)
17医療機関

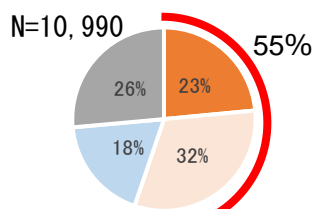


・策定済かつ措置済 (28%)
199医療機関
策定済(措置済除く) (69%)
484医療機関
策定中 (1%)
6医療機関
未着手 (1%)
10医療機関

その他



・合意済の結果に基づき措置済 (11%)
1,188医療機関
合意済 (18%)
1,843医療機関
協議中 (28%)
2,947医療機関
協議未開始 (43%)
4,516医療機関



・合意済の結果に基づき措置済 (23%)
2,582医療機関
合意済 (32%)
3,485医療機関
協議中 (18%)
2,018医療機関
協議未開始 (26%)
2,905医療機関

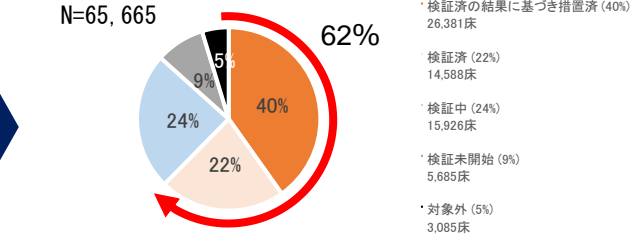
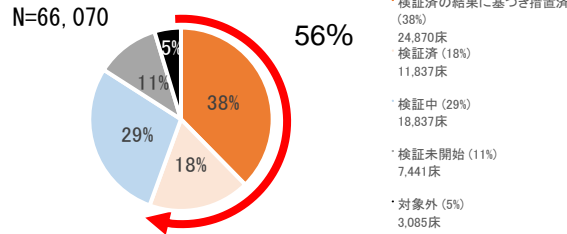
医療機関の区別対応方針の検討状況（病床単位）（前回調査結果との比較）

- 再検証対象医療機関の検討状況について、令和4年9月時点の調査結果と比較すると、措置済を含む「検証済」の病床単位の割合が56%から62%と増加している。
- その他の医療機関についても、措置済を含む「合意済」の病床単位の割合が39%から64%と増加している。

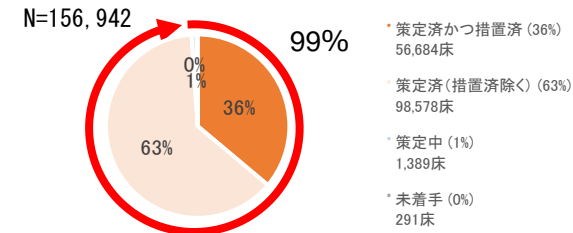
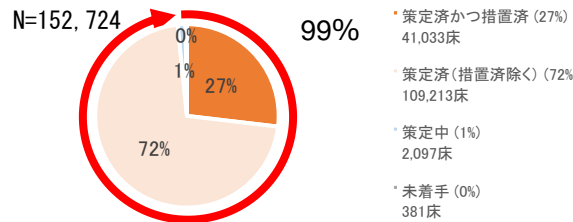
令和4年9月時点

令和5年3月時点

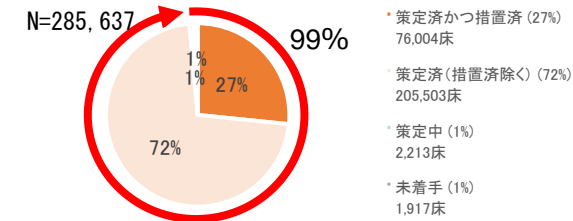
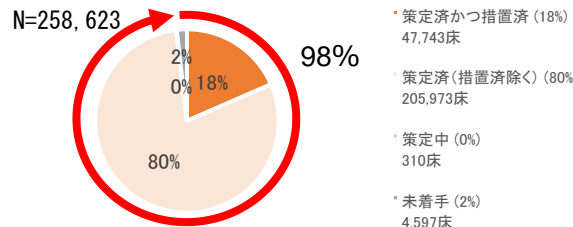
再検証



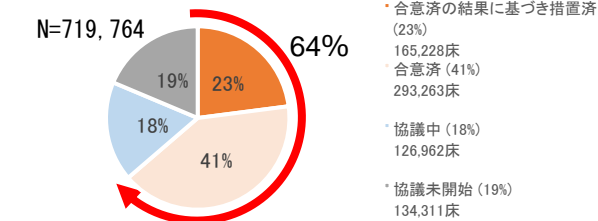
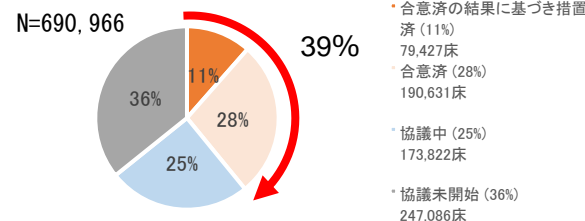
公立



公的



その他



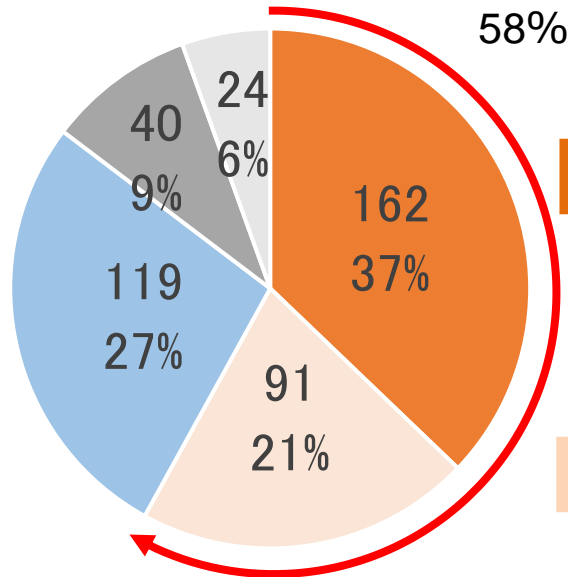
再検証対象医療機関における対応状況

- 再検証対象医療機関のうち、措置済を含む「検証済」の医療機関について、対応の状況を見ると、「病床機能の見直し」が最も多く、次に「病床数の見直し」が多くなっている。

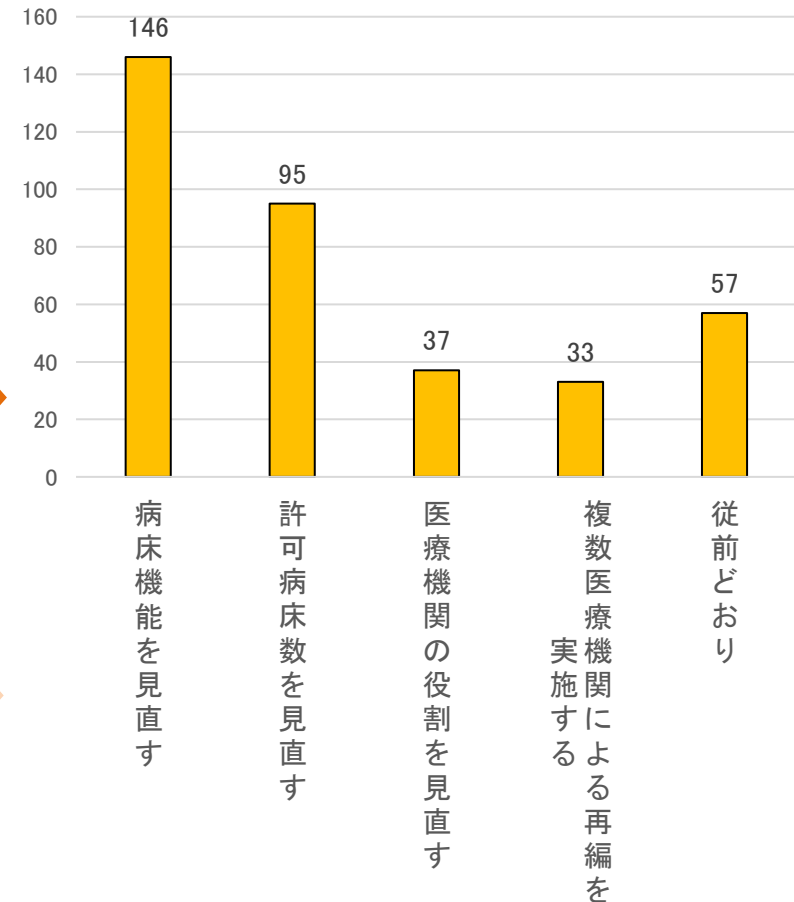
再検証対象医療機関の状況（令和5年3月時点）

N=436

- 検証済の結果に基づき措置済(37%)
162医療機関
- 検証済(21%)
91医療機関
- 検証中(27%)
119医療機関
- 検証未開始(9%)
40医療機関
- 対象外(6%)
24医療機関



「検証済」及び「措置済」の医療機関の状況（複数回答可）

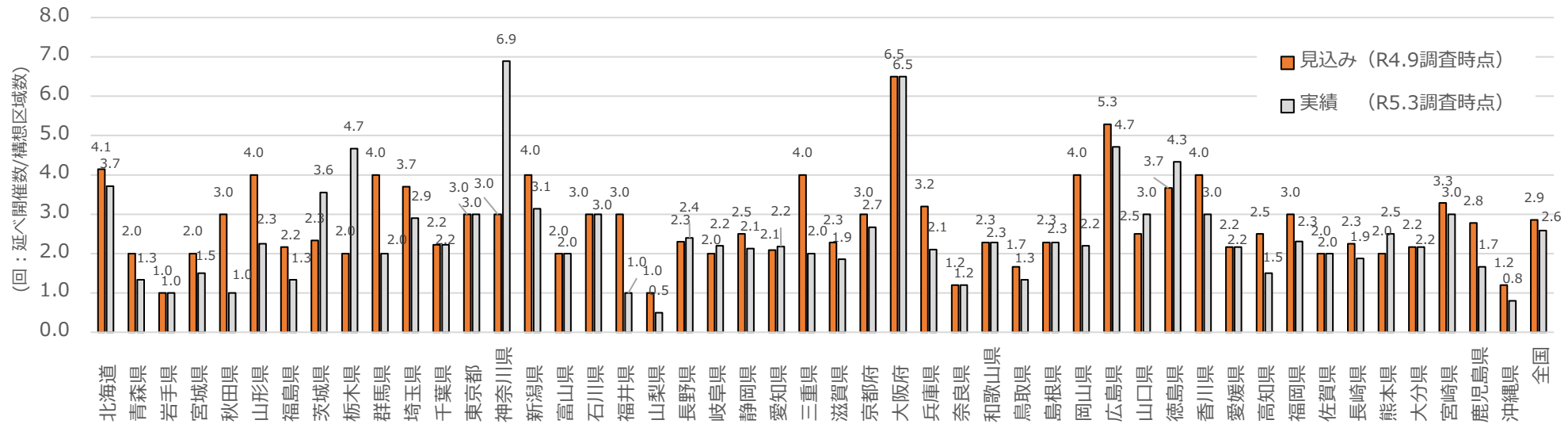


地域医療構想調整会議（構想区域単位）の開催状況

- 令和4年度の地域医療構想調整会議（※）の開催回数は、構想区域当たり平均2.6回であり、令和元年度以前よりは少なかったが、令和2・3年度よりは多かった。
- 令和4年9月時点の見込みよりも開催できなかった都道府県が26道府県あった。

※地域医療構想調整会議の下に設置された部会等を含む。

令和4年度 地域医療構想調整会議（構想区域単位）の開催状況（開催延べ回数／全構想区域）



（参考）地域医療構想調整会議の開催実績のまとめ

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 （見込み）	令和4年度 （実績）
開催延べ数	1,067回	1,327回	1,035回	652回	656回	975回	882回
構想区域当たりの平均	3.1回	3.9回	3.0回	1.9回	1.9回	2.9回	2.6回

地域医療構想調整会議（都道府県単位）の開催状況

○ 令和4年度の都道府県単位の地域医療構想調整会議の開催回数は、多い県で3回であった一方、開催していない県は4県、設置していない県は11県あった。

■ 令和4年度 地域医療構想調整会議(都道府県単位)の開催状況

開催回数	地方・都道府県					
	北海道・東北地方	関東信越地方	東海北陸地方	近畿地方	中国・四国地方	九州・沖縄地方
3回 (5)		茨城県	石川県 静岡県	京都府	広島県	
2回 (8)	秋田県	埼玉県 東京都 新潟県	岐阜県 愛知県	大阪府	山口県	
1回 (19)	北海道 岩手県 山形県	栃木県 千葉県 長野県	富山県	福井県 奈良県	愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
開催せず (4)				滋賀県	島根県 岡山県 徳島県	
設置せず (11)	青森県 宮城県 福島県	群馬県 神奈川県 山梨県	三重県	兵庫県 和歌山県	鳥取県 香川県	

() は都道府県数

■ 議論の内容等

■ 議論の内容

- コロナ禍においても構想の取組が進んだ事例の共有
- 非稼働病棟を有する医療機関の実態調査
- 構想区域における課題の共有（不足する医療機能等）

■ 開催しなかった理由

- 圏域を跨ぐ議題があった場合に開催されるが、令和4年度においては当該議題が無かった。

■ 設置していない理由

- 県全体で共有した方がいい案件があったときは、保健医療計画会議に報告している。

「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」（平成30年6月22日付け医政地発0622第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）【抜粋】

1. 都道府県単位の地域医療構想調整会議について

(1) 協議事項等

都道府県は、各構想区域の地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むように支援する観点から、**都道府県単位の地域医療構想調整会議を設置し、次の事項について協議すること。**

- 各構想区域における地域医療構想調整会議の運用に関すること（地域医療構想調整会議の協議事項、年間スケジュールなど）
- 各構想区域における地域医療構想調整会議の議論の進捗状況に関すること（具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況など）
- 各構想区域における地域医療構想調整会議の抱える課題解決に関すること（参考事例の共有など）
- 病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること（定量的な基準など）
- 構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること（高度急性期の提供体制など）

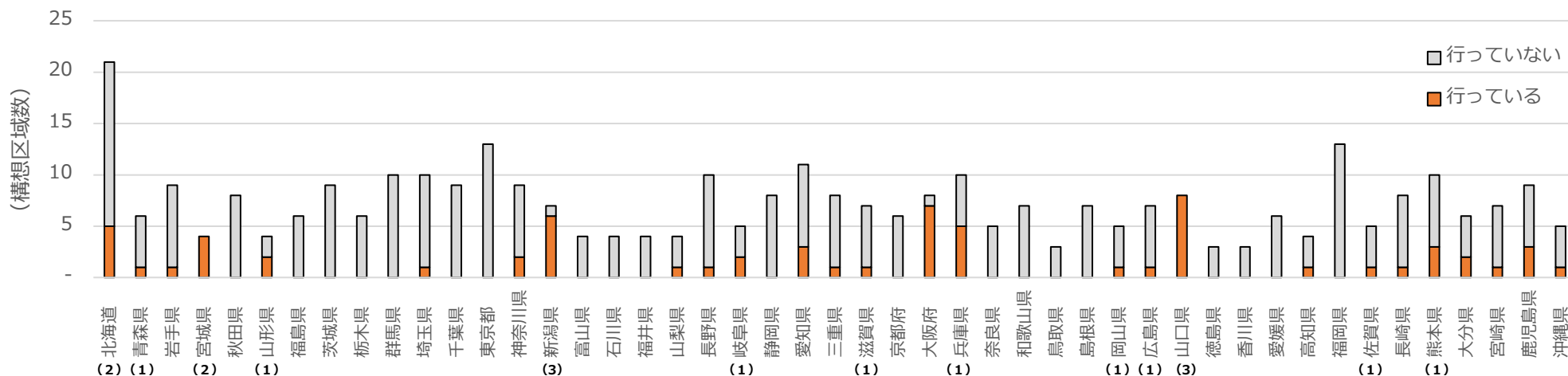
(2) 参加の範囲等

都道府県単位の地域医療構想調整会議の参加者は、各構想区域の地域医療構想調整会議の議長、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者とする。なお、会議の運用に当たっては、既存の会議体の活用等、効率的に運用することとして差し支えない。

地域医療構想調整会議における複数医療機関の再編に関する議論の状況

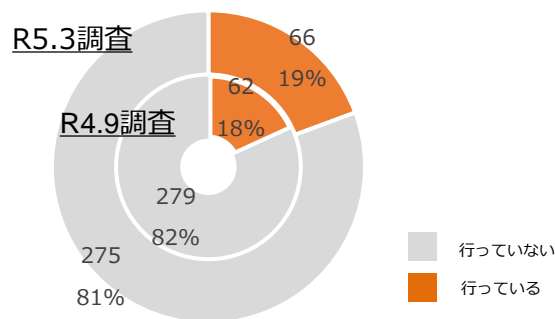
- 地域医療構想調整会議において、複数医療機関の再編に関する議論は、全構想区域のうち66区域（19%）で行われている。全都道府県のうち27道府県（57%）で行われている。
- 複数医療機関の再編に関する議論が行われている都道府県・構想区域のうち、13道県・19区域では、重点支援区域の選定を受けている。

複数医療機関の再編に関する議論の状況（令和2年1月10日～令和5年3月31日）

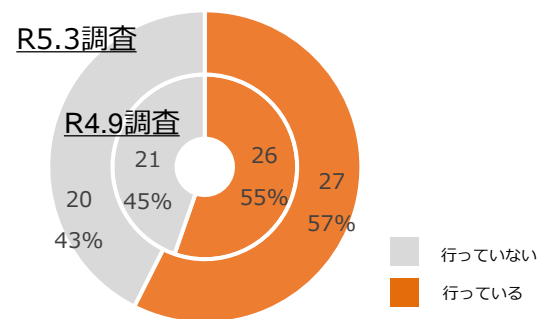


() : 重点支援区域数 合計：19

構想区域単位の状況



都道府県単位の状況



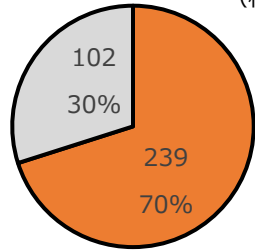
※構想区域の総数は339であるが、一部の区域において地域医療構想調整会議を複数設置しているため、本調査における母数は341となっている。

地域医療構想調整会議における入院医療以外の議論の状況

○ 地域医療構想調整会議において、外来医療については70%、在宅医療については56%で議論が行われている。

● 外来医療の議論の状況（令和4年度）

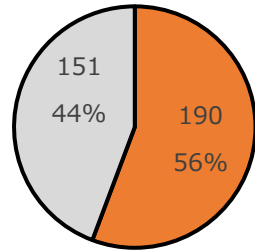
（構想区域単位）



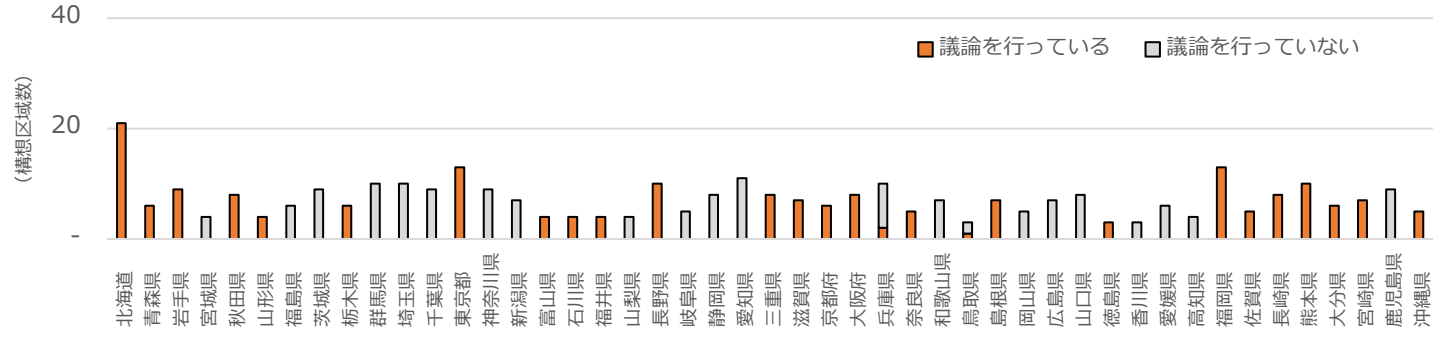
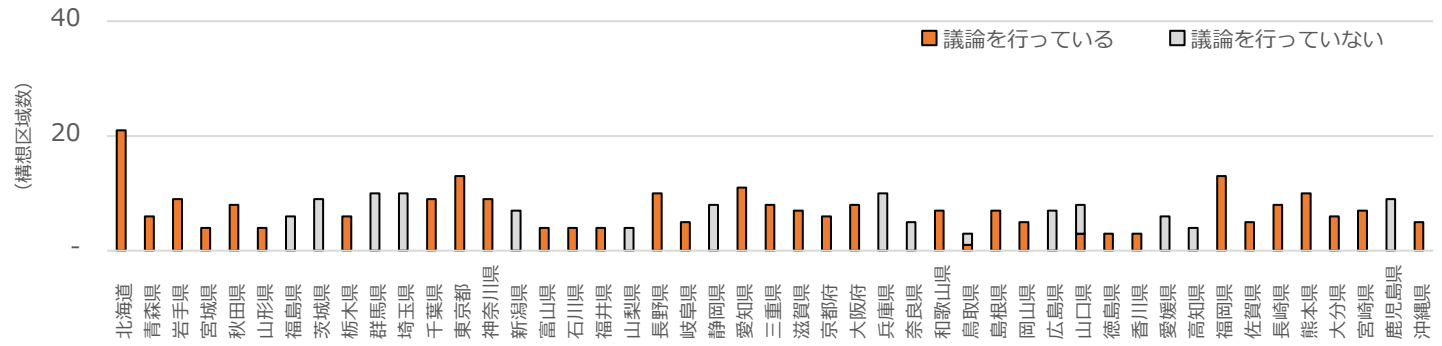
■ 議論を行っている □ 議論を行っていない

● 在宅医療の議論の状況（令和4年度）

（構想区域単位）



■ 議論を行っている □ 議論を行っていない



※構想区域の総数は339であるが、一部の区域において地域医療構想調整会議を複数設置しているため、本調査における母数は341となっている。

（外来医療に係る協議の場）

○ 医療法【抜粋】

第三十条の十八の四 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(第三項において「対象区域」という。)ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者(以下この項及び次項において「関係者」という。)との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項(第二号から第四号までに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第三項において同じ。)について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

2 (略)

3 都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該対象区域における第一項の協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。

（在宅医療に係る協議の場）

○ 「第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」（平成29年8月10日地域医療計画課長・介護保険計画課長・医療介護連携政策課長通知）【抜粋】

5 医療及び介護の体制整備に係る協議の場について

(1) 位置付け

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）においては、医療計画、介護保険事業（支援）計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場（以下「協議の場」という。）を設置することとされている。

(略)

(2) 設置区域

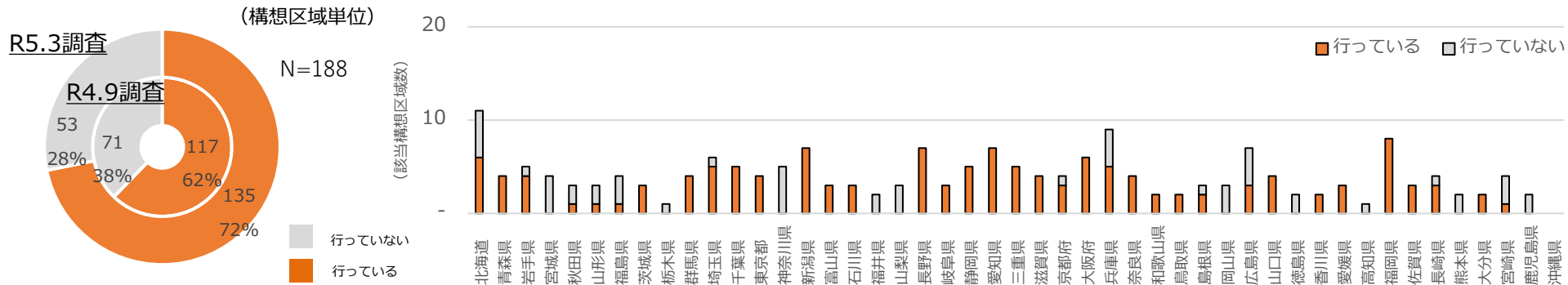
協議の場は、二次医療圏（医療法第30条の4第2項第12号に規定する区域をいう。以下同じ。）単位で設置することを原則とする。（略）

また、二次医療圏は構想区域に合わせて設定することが適当とされていることを踏まえ、例えば地域医療構想調整会議（医療法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とする。

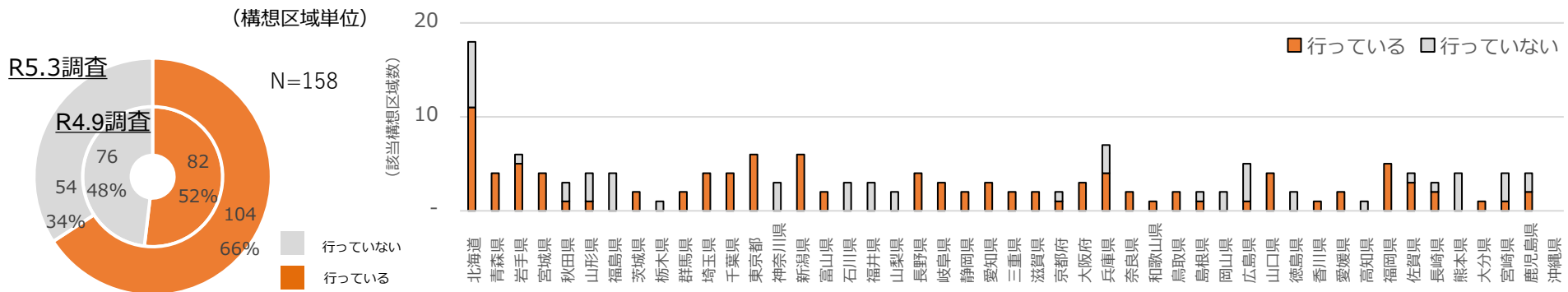
各構想区域における2025年の医療提供体制に関する議論の状況

○ 再検証に係る協議を行う際には、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議することとしていたが、「類似かつ近接」による再検証対象医療機関を有する構想区域の72%、「診療実績が特に少ない」による再検証対象医療機関を有する構想区域の66%の区域で医療提供体制の議論が行われている。

● 「類似かつ近接」による再検証対象医療機関を有する構想区域の議論の状況（令和2年1月17日～令和5年3月31日）



● 「診療実績が特に少ない」による再検証対象医療機関を有する構想区域の議論の状況（令和2年1月17日～令和5年3月31日）



「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知）【抜粋】

1. 具体的対応方針の再検証等について
- (3) 構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証について
(略)

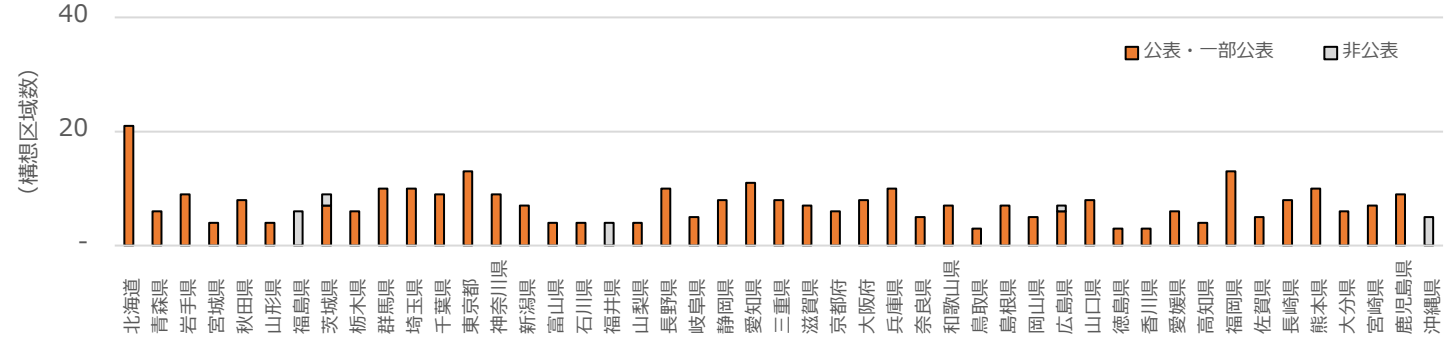
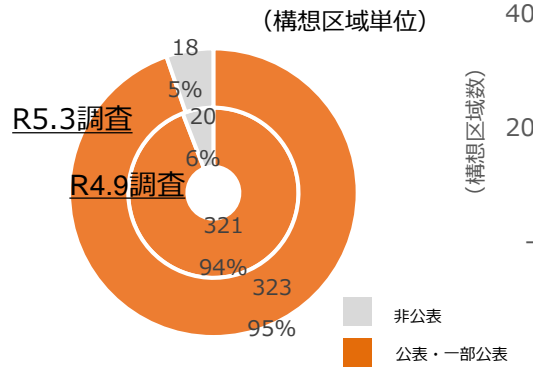
このため、都道府県は、当該構想区域の地域医療構想調整会議において、「類似かつ近接」の要件に6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。）該当している公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る協議を行うとともに、構想区域全体における、領域（今般分析対象とした6領域を必ず含むものとし、必要に応じて他の領域を含めるものとする。）ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について検討し、**構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。**（略）

なお、都道府県は、「診療実績が特に少ない」の要件に9領域全て該当している公立・公的医療機関等を有する構想区域においても、当該医療機関の周辺にある医療機関との役割分担等を改めて整理する観点から、構想区域全体における2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について検討する必要があると判断する場合には、**構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。**

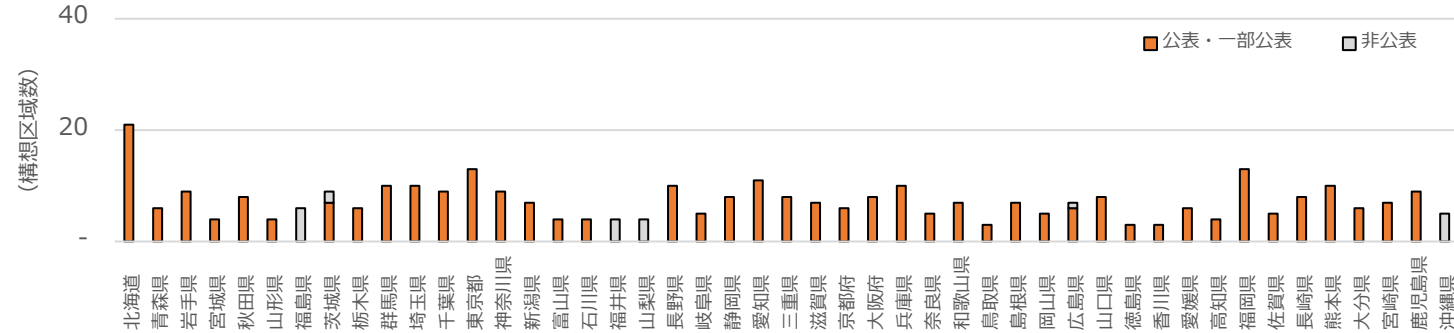
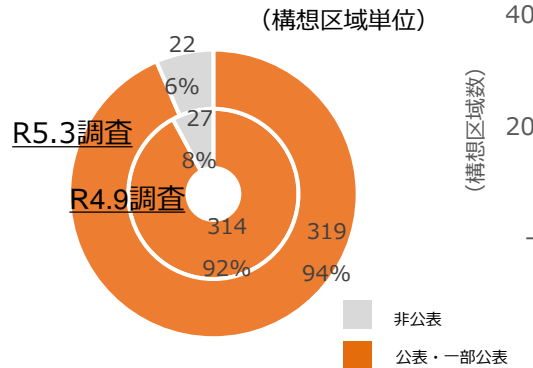
地域医療構想調整会議の資料等の公表の状況

- 地域医療構想調整会議の資料、議事録は一部の構想区域を除き、ほとんどの構想区域で公表を行っている。
- 令和5年3月31日付で「医療提供体制の確保に関する基本方針」の改正を行い、都道府県は、地域医療構想調整会議における協議の実施状況を公表するものとした（令和5年4月1日適用）。

●資料の公表の状況（令和5年3月末時点）



●議事録の公表の状況（令和5年3月末時点）



○資料・議事録が非公表の理由

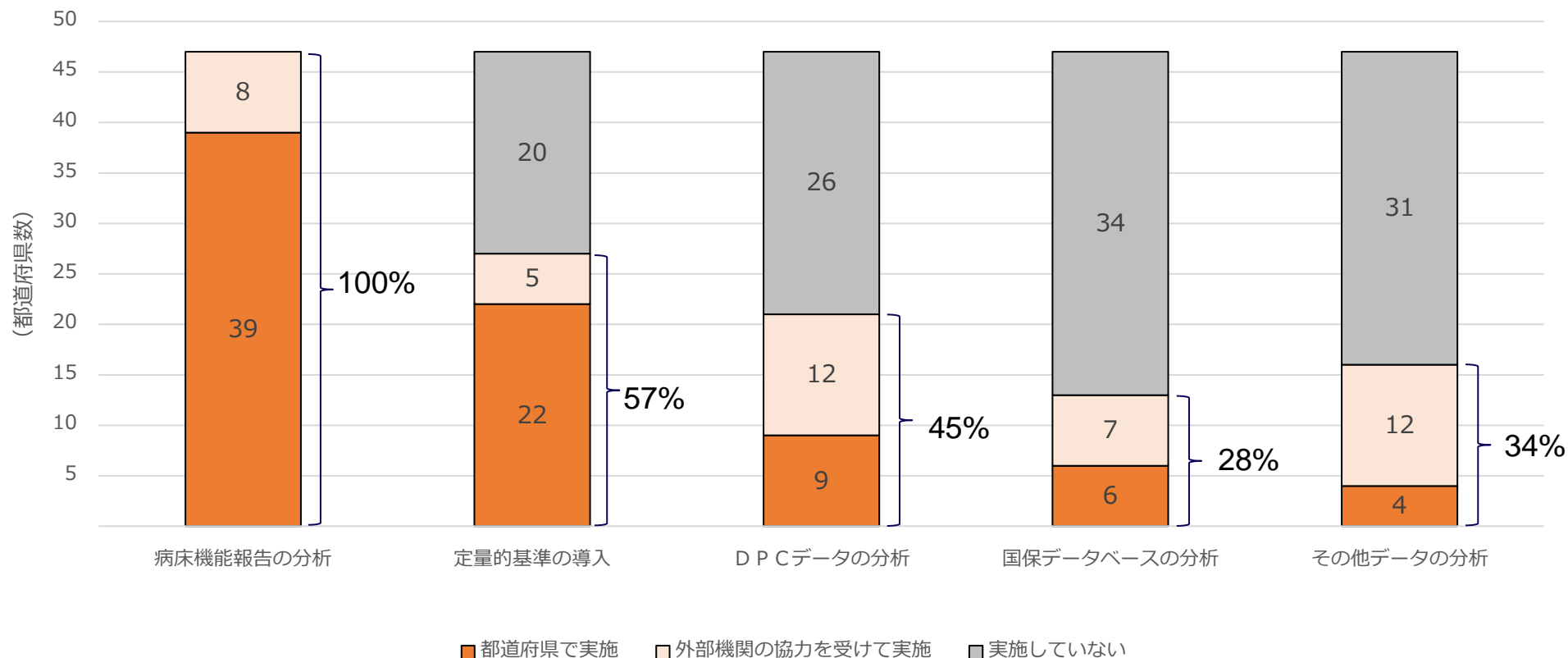
- ・委員の方からの自由な発言を確保するため。
- ・調整会議には多くの関係者が同席しており、住民からの依頼があれば提供することとしているため。
- ・医師会等を通して随時関係機関等へ情報共有しているため。

※構想区域の総数は339であるが、一部の区域において地域医療構想調整会議を複数設置しているため、本調査における母数は341となっている。

地域医療構想調整会議におけるデータに基づく議論の状況

- 病床機能報告の分析は100%、定量的基準の導入は57%の都道府県で実施されている。
- DPCデータの分析等、地域の詳細な医療機能分析について実施している都道府県は多くない。また、実施している都道府県の半数以上が外部機関の協力を得ている。

地域医療構想調整会議におけるデータに基づく議論の状況（令和4年度）



※その他データの分析

レセプトデータ、介護保険データ、救急搬送データ、統計データ、独自調査（患者調査、診療実態調査、アンケート等）等

地域医療構想調整会議における検討状況の概要

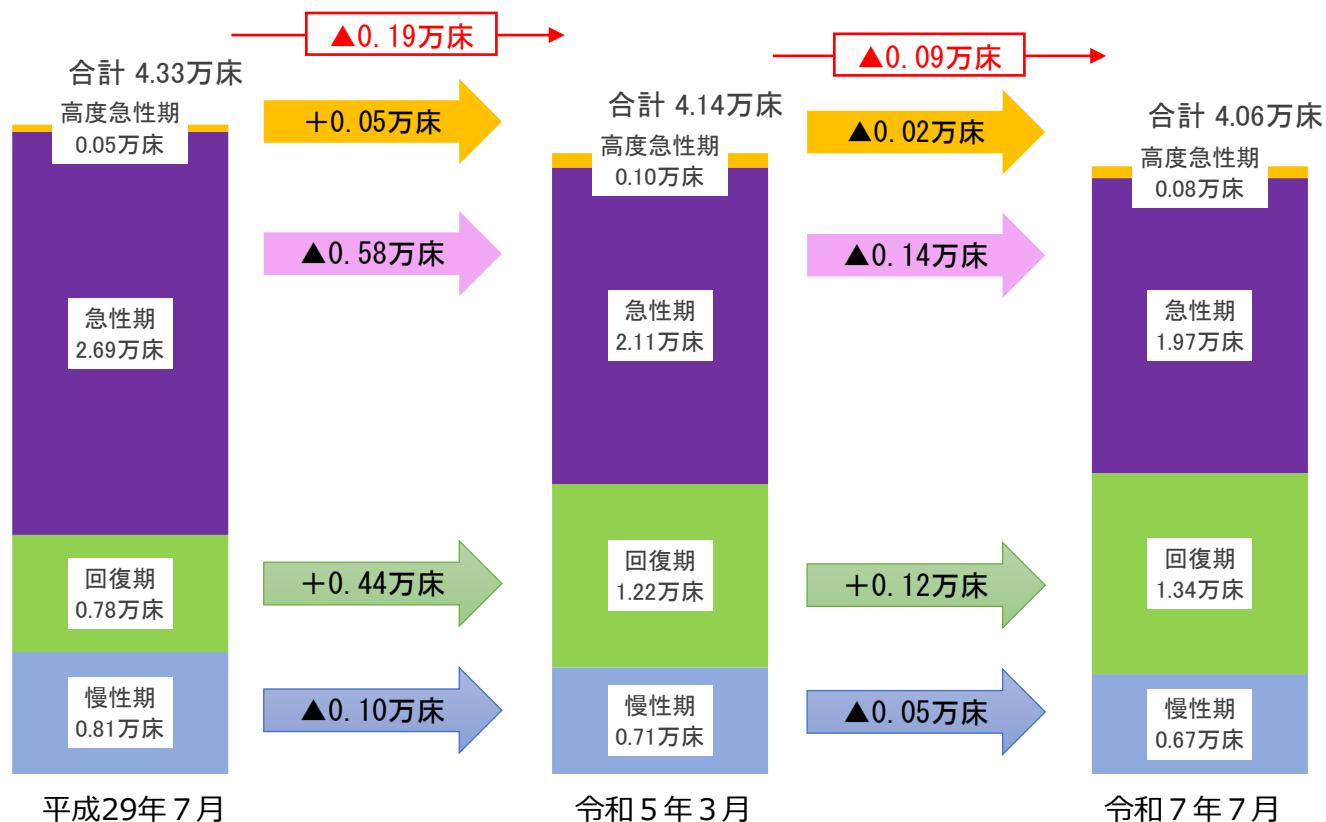
- 全ての医療機関の対応方針の措置済を含む「合意・検証済」の割合は医療機関単位で60%、病床単位で76%となっており、再検証医療機関についても、対応方針の措置済を含む「検証済」の割合は医療機関単位で58%、病床単位で62%となっており、昨年9月時点と比べ、進捗が認められる。
- 都道府県別では、対応方針の措置済を含む「合意・検証済」の割合が80%を超える都道府県は16府県となっている一方、「合意・検証済」・「協議・検証中」の割合が50%に満たない都道府県は9県となっており、都道府県によって、取組に差が生じている。
- 地域医療構想調整会議の開催回数は令和元年度以前ほどではないが、令和2年度・令和3年度と比較して増えており、新型コロナウイルス感染症対応を最優先し、開催ができていなかった状況から、改善している。
- 地域医療構想調整会議において、複数医療機関の再編に関する議論は、27道府県（57%）・66区域（19%）で行われており、そのうち13道県・19区域では、重点支援区域の選定を受けている。
- 昨年度末に発出した通知において、都道府県に対し、対応方針の策定率等を目標としたPDCAサイクルを通じて地域医療構想を推進することを求めていることから、厚生労働省としては、各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しの状況等について、今後も定期的に調査し、状況を把握する。

参 考

再検証対象医療機関のうち 措置済を含む検証済の医療機関（253病院分）の病床機能・病床数

- 平成29年から令和7年にかけて、全体の病床数は4.33万床から4.06万床に減少する見込み。
- そのうち、急性期病床は2.69万床（62%）から1.97万床（48%）に、慢性期病床は0.81万床（18%）から0.67万床（16%）に減少する見込みであり、高度急性期病床は0.05万床（1.1%）から0.08万床（1.9%）に、回復期病床は0.78万床（18%）から1.34万床（33%）に増加する見込みである。
- 令和7年7月までに病床機能あるいは病床数を変更する予定の病院は、208病院で全体の82%であり、そのうち令和5年3月までに病床機能あるいは病床数を変更した病院は185病院で73%である。

平成29年7月から令和7年7月までの病床機能・病床数との比較



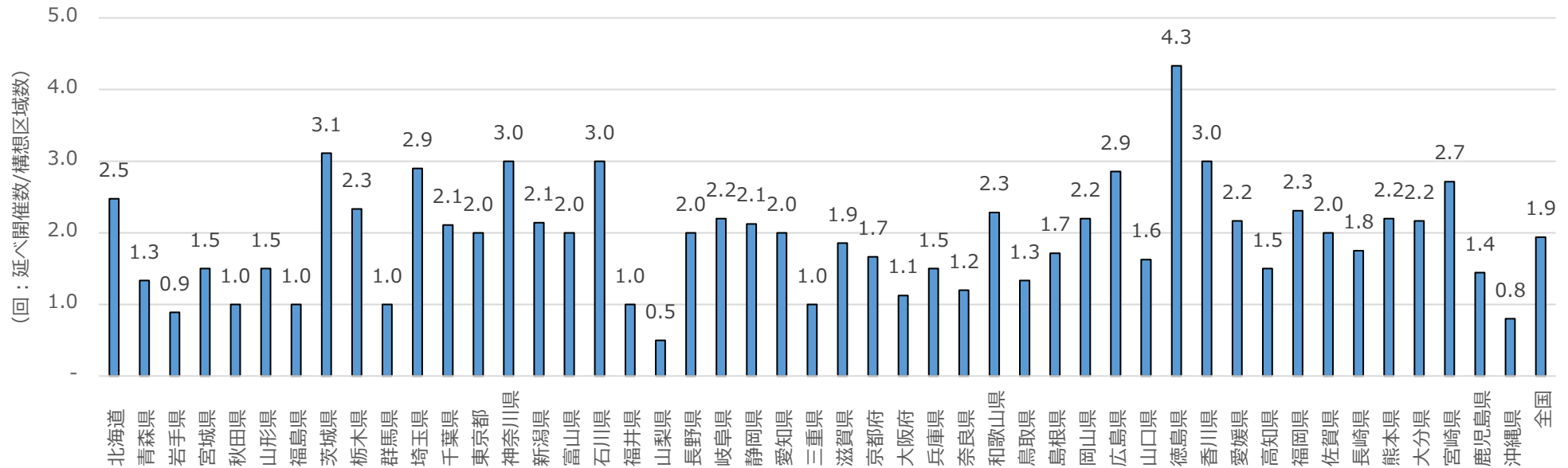
436のうち現時点の有効回答数のうち合意済み	令和7年7月までに病床機能あるいは病床数を変更する方針	うち令和5年3月までに変更
253病院 (100.0%)	208病院 (82.2%)	185病院 (73.1%)

地域医療構想調整会議（構想区域単位）の開催状況

○ 令和4年度の地域医療構想調整会議(※)の開催回数は、構想区域当たり平均1.9回であり、令和元年度よりは少なかったが、令和2・3年度よりは多かった。

※地域医療構想調整会議の下に設置された部会等は含まない。

■ 令和4年度 地域医療構想調整会議(構想区域単位)の開催状況（開催延べ回数／全構想区域）



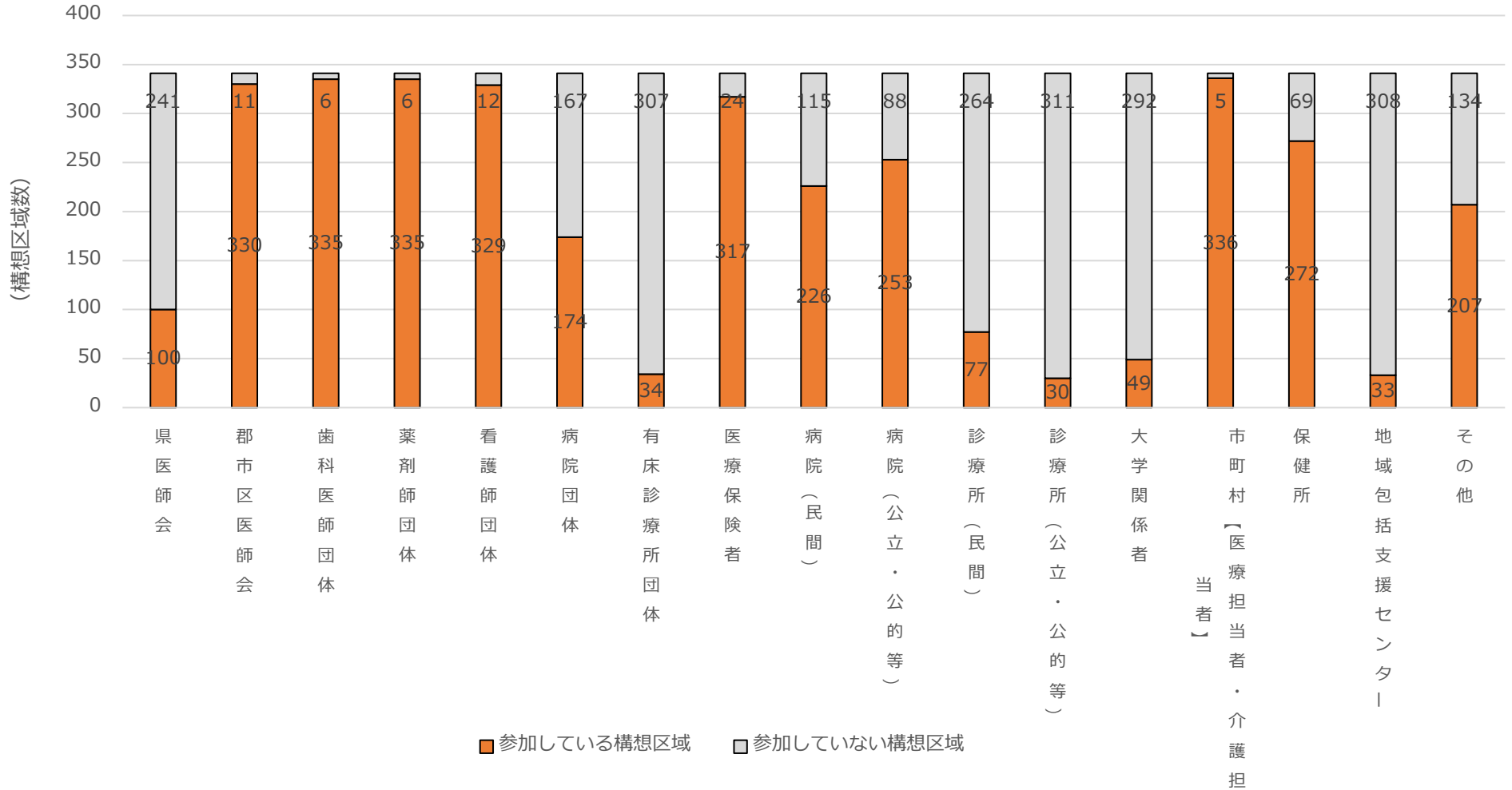
(参考) 地域医療構想調整会議の開催実績のまとめ

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催延べ数	737回	506回	530回	661回
構想区域当たりの平均	2.2回	1.6回	1.6回	1.9回

地域医療構想調整会議の構成員の状況

地域医療構想調整会議の構成員の状況

(令和5年3月末時点)



※構想区域の総数は339であるが、一部の区域において地域医療構想調整会議を複数設置しているため、本調査における母数は341となっている。

都道府県知事の権限行使の状況

①非稼働病棟への対応
※令和3年度病床機能報告



②不足する医療機能への転換の促進の対応(病院の開設等の許可申請)



③未報告医療機関への対応
※令和3年度病床機能報告



④未報告医療機関への対応
※令和4年度病床機能報告



⑤必要病床数を超える医療機能への転換が予定されている場合の対応
※令和3年度病床機能報告



⑥不足する医療機能への転換の促進の対応(地域医療構想調整会議)



※1 令和5年3月末時点 ①③⑤については、令和3年度病床機能報告後から調査日までの累計。④については、令和4年度病床機能報告後から調査日までの累計。

②及び⑥については、制度施行から調査日までの累計。

※2 ③の命令に従わなかった際の公表は39件実施、過料は0件。①②④⑤⑥の命令等に従わなかった際の公表・過料等は0件。

※3 いずれも過剰となっていた急性期の増床の申し出に対し回復期の増床を要請。うち3件は要請に従い回復期を増床、1件は増床の申し出を撤回。